

「税」のお話(税務住民課からのお知らせ)

日本国民は、法律の定めるところにより納税の義務を負います(日本国憲法第30条)。税のうち市町村税については、「地方税法」に主な事項が定められており、「山都町税条例」に個別事項を定めています。

町民や事業所を始めとする納税義務者からの納税額は(国民健康保険税を除く。)、町の歳入(一般会計)の8%程度とその割合は低いものの、年間12億円程度にもなり、町の貴重な自主財源となっています。

次に町税として課している普通税の主なもの及び目的税を簡単にご紹介します。

町民税(普通税)	年間4億円程度
町民等の個人	町内に事務所・事業所等を有する法人等
毎年1月1日に住民票を有する市町村から課税され、広く住民に税負担と行政参画を期待する均等割と、所得能力に応じて負担する所得割(一律10%)で構成します。町民税と県民税を合わせて徴収しており、給与所得者分は、多くが事業所等から特別徴収(天引き)されます。	毎年1月1日現在における町内に事務所・事業所等を有する法人等に課すもので、均等割、法人税割で構成します。均等割は法人の区分毎の税率により算出した額、法人税割は当該法人の事業年度にかかる法人税額(国税)の6%の額で、それぞれを合算したものが税額です。
固定資産税(普通税)	年間6億円程度
毎年1月1日現在の固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者(登記簿や課税台帳に所有者として登記又は登録されている者)に課すもので、税率は課税標準の合計額の1.4%です(一定の基準に満たないときは免税)。所有者が亡くなっている場合は、相続人等(現に所有している人)が納めます。	軽自動車税(普通税) 年間7千万円程度 毎年4月1日現在において、3輪以上の軽自動車に対し課す環境性能割、軽自動車等(軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車、2輪の小型自動車)に課す種別割で構成します。所有された場合は、15日以内に申告してください。原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)は町に返却してください。
町たばこ税(普通税)	年間8千万円程度
町内の小売販売業者に対し、製造たばこの卸売販売業者等が売り渡す製造たばこに課すもので、製造たばこの卸売販売業者等が納めます。町内の小売販売業者に売り渡されたものが対象となるので、購入は、町内の小売店等をご利用ください。	市町村税とは別に、国民健康保険事業を行う費用に充てるための「国民健康保険税」があります。毎年4月1日を基準に、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分(40歳から64歳までの人)の、所得割、均等割、平等割(介護保険分はなし)を合算した額が、納税義務者である世帯主に課税されます。※年間5億円程度
入湯税(目的税)	年間百万円程度
町内の温泉施設がある施設の宿泊客(12歳以上)が納めます。	

軽自動車税の徴収は4月中旬頃に、町民税・固定資産税・国民健康保険税を合算した集合徴収は6月中旬頃に、各納税義務者に対してそれぞれ納税通知書をお送りします。

それぞれの税金には納期(納める期限)を設定しており、納期を越えると督促状1通につき督促手数料100円や税額によっては延滞金も発生し、強制徴収の対象となりますので、余裕をもって、確実に納税しましょう(口座振替が便利です)。なお、納税通知書を入れた封筒に、他の書類(税に関する軽減や減免に関するご案内等)を添付している場合があります。まずは内容をご確認ください。

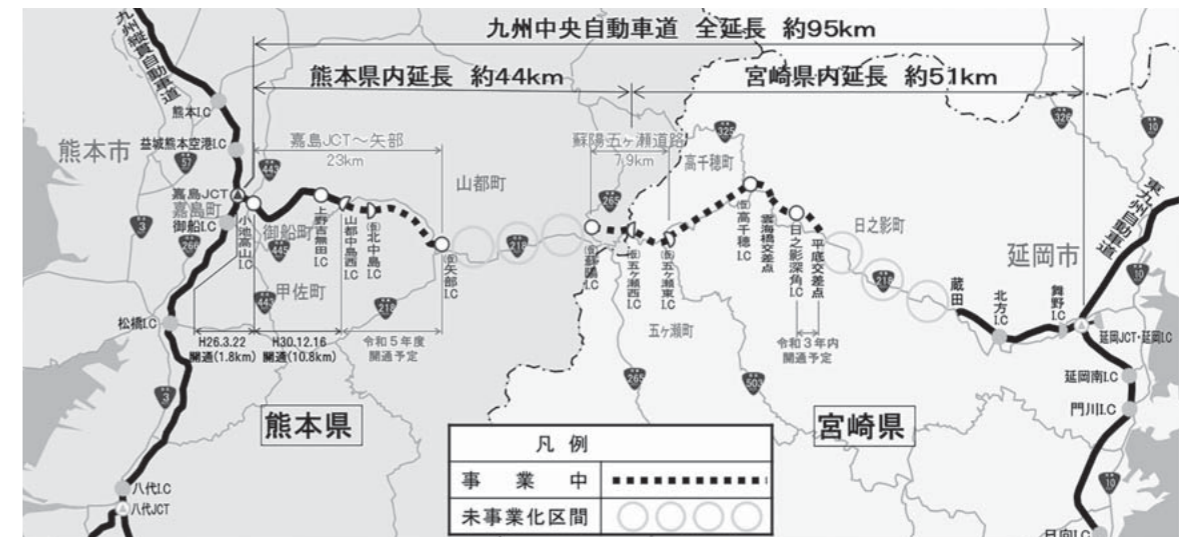
問合せ先 税務住民課 ☎ 72-1128

九州中央自動車道(山都中島西IC~矢部IC(仮称)間)の令和5年度開通が発表されました

4月27日、国土交通省から九州中央自動車道の「山都中島西IC~矢部IC(仮称)(10.4km)」間について、令和5年度中の開通予定の発表がありました。

この区間は既に嘉島JCTから山都中島西IC間(12.6km)が開通しており、令和5年度に矢部IC(仮称)までの延長23kmが完成となります。これにより災害時における代替道路機能の確保、観光振興や地域産業の活性化などの効果が期待されます。

また「蘇陽五ヶ瀬道路」は令和2年度に事業化、「矢部~蘇陽」間についても事業化の前の「計画段階評価」手続きに入っています。今後も九州中央自動車道の早期開通に向けた要望活動等を行ってまいります。



問合せ先 建設課 ☎ 72-1145

自転車保険への加入が義務化されます!

自転車損害賠償保険等(自転車保険)への加入義務化について

自転車事故の被害者の経済的な救済の確保と、加害者の経済的負担の軽減を図るため、熊本県では、令和3年(2021年)10月1日以降、県内で自転車を利用する全ての方に、「自転車保険」への加入が義務付けられます。

「自転車保険」は、保険代理店や、コンビニ等で加入できます。

「自転車保険」という名称でなくても、自動車保険や火災保険、傷害保険などの特約で補償される場合があります。詳しくはご加入の保険会社にお問い合わせください。

高額な賠償へ備えましょう

ひとたび事故の加害者となれば、高額な賠償金や裁判費用など、思いがけない負担が生じます。自転車の利用スタイルに合わせて、自転車保険に加入し、万が一に備えましょう。

令和2年中、自転車乗用中の当事者が関与した人身事故は431件発生しており、全ての人身事故に占める割合(構成率)は13.7%となっています。

自転車を利用する時は、ルールとマナーを守り、交通事故のない安全・安心な熊本県の実現を目指しましょう。

問合せ先 県くらしの安全課 ☎ 096-333-2293